

第 4 回 火力電源入札専門会合 事務局提出資料 ～ガイドライン改正案のポイント～

平成 2 8 年 3 月 3 1 日 (木)

火力電源入札ガイドラインの改正案の主なポイント

※ページ数はガイドライン改定案（資料5）の該当ページ数

1. 入札の必要性と実施主体

経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者に対するルールとしてガイドライン全体を見直し。（2頁等）

2. 共同での入札実施を可能とする

みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度とする。（3頁）

3. 入札が必要となる場合の明確化

みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意で建設される場合は入札を不要とする。（4頁）

また、入札以外の方法により安価な調達が可能であることを合理的に説明できる場合は入札不要とする。（4頁）

4. 離島電源を入札の対象外とする

離島電源を原則、火力入札の対象外とする。ただし、機器入札を適切に実施していない場合は、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。（5頁）

5. 電源の一部分のみの応札を認める

従来の指針では明確化されていなかった、自社電源の一部分のみでの応札が認められることを明記する。（8頁）

6. 上限価格を柔軟に設定することを可能とする

電源の原価に基づき上限価格を算定するという規定を削除し、上限価格が「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば許容できることとする。（10頁）

7. 応札できる電源の限定について

燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこと、エネルギーミックスとの乖離がある場合に燃料種を指定しての入札もあり得ることを明記する。（11頁）

8. 系統増強費用（一般負担分）や振替供給費用の扱いの見直し

一般送配電事業者が負担する系統増強費用（一般負担分）や振替供給費用について、みなし小売事業者が実施する入札結果の評価の際に考慮しないこととする。（14頁）

9. 上限価格の審議時期の見直し

募集の開始前に、上限価格の算定の考え方について、専門会合で審議する仕組みへと見直す。（18頁）

10. 見直し規定

一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度となることから、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定。（20頁）

参考資料

(前回会合の事務局資料の抜粋)

入札が必要な場合の再整理④（入札よりも安く調達できることを説明できる場合）

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

- ガイドラインでは公募による競争入札を前提に規定しているが、これ以外の調達方法（例：指名入札、相見積もりによる相対契約等）の方が、より低廉な調達ができることをみなし小売電気事業者が説明できる場合には、火力入札専門会合での審議を経た上で、入札以外の方法による調達も認めることとしてはどうか。

（参考）考え得るケースの例

例1： 入札を行った場合には、入札の公平性との関係から、契約締結後は価格を変更できない契約とすることが一般的。そのため、将来的に大きな環境変化が生じた際のリスクは一定程度、応札価格に織り込まれていると考えられる。他方、相対契約であればこうしたリスクについては顕在化した際に協議する扱いとすることが可能であるため、リスクが顕在化しない場合には相対契約の方が安くなる可能性がある。

例2： 電源調達コストが急激に上昇している局面にある場合においては、1年近くをかけて公募入札を行うよりも、相対契約で速やかにする方が安価に契約できる可能性がある。

例3： 入札により公募をかけている間に、新規参加者が潜在的な応札者との間で先行的に発電事業者との交渉を実施し、結果として低廉な電源が応札しない可能性がある。公募でない入札（指名入札等）であれば、特定の参加者のみに条件を示して募集することができるため、低廉な電源が落札できる可能性がある。

※ 上述のような場合においても、募集要綱の内容を工夫することなどにより、低廉な調達をできる可能性があることには留意が必要。

- 離島電源については、以下の理由から火力電源入札制度の対象から外し、次頁の見直し案でコスト削減という本来の目的を追求することとしてはどうか。

【対象から外す理由】

- ① 離島電源については、平成26年度及び平成27年度の2ヶ年にわたり、2社3件の入札が実施された。入札の結果、全てが自社応札であり、一社応札となった。主な理由としては、燃料調達手段が制約されている、既設発電所の建屋内の一部発電機のリプレースの場合は、他の発電事業者では建屋や共通設備等の負担が重く、価格競争が起きにくいなど、一般電気事業者以外の応札が限定的とならざるを得ない状況にあると考えられる。
- ② 入札の結果を踏まえ、委員からは、離島電源であっても、本土電源と同様の入札手続きを経ることが必要であり、行政コストが多大になっていないか。本入札制度にこだわらず、他のコスト削減の方法があるのではないかと指摘もある。
- ③ 他方で、離島電源コストは、固定費である「資本費・運転維持費」と可変費である「燃料費」に区分される(参考)。このうち、競争が有効に働くと考えられるコストは、資本費(減価償却費、固定資産税、利息)であり、その他のコストは、入札という手段にこだわらず、事業者の創意工夫を活かした効率化努力を求めることが適切と考えられる。

離島電源入札のあり方に関する見直し②

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

(参考) 離島電源コストの内訳 (東京電力)

費用項目		費用構成 (5島単純平均)
資本費	減価償却費(新規設備)	9.6%
	減価償却費(共通設備)	
	固定資産税・利息	
運転維持費	修繕費	14.7%
	人件費、委託費、消耗品費、一般管理費等	
燃料費	燃料本体費、燃料関係諸経費	75.7%
合計		100.0%

【出所】

平成27年度に東京電力(小売部門)が募集した離島電源入札において、応札者である東京電力(発電部門)からヒアリング

【見直し案】

(1) 一般送配電事業者が離島電源を保有する場合

火力電源入札の対象である離島電源(1,000kW以上)においては、これまでの火力電源入札の対象から外し、事業者自ら機器入札を適切に実施していない場合には託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。

(2) 一般送配電事業者が離島電源を保有しない場合

火力電源入札の対象である離島電源(1,000kW以上)においては、これまでの火力電源入札の対象から外し、離島電源を保有する発電事業者自ら機器入札を適切に実施していることを、一般送配事業者が確認できない場合には託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。

より競争的な入札制度への見直し①（小売部門による上限価格の設定）

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

- 自社応札の場合、従来は発電部門が原価積み上げにより上限価格を算定していたが、入札を実施する小売部門が原価積み上げによる価格とは異なる上限価格を設定しようとする事は、これが「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば、許容できると考えられる。
- そのため、これを、①従来どおり自社の発電部門が算定する方式、②適切な情報遮断を行った上で、小売部門が設定する方式、の2つから選択できることとしてはどうか。
- また、その際には、「この価格であればこれだけの量を調達したい」といったニーズにも対応できるよう、上限価格を調達量に応じて柔軟に設定する方法を認めてはどうか。

小売部門が上限価格の設定を希望する場面の例

場面①：自社の発電部門が従来の方法で積み上げて算定する価格よりも安い価格で調達したい

積み上げで算定する価格よりも安い水準で上限入札を設定

場面②：一定の価格以下であれば既存電源の差し替えに使えるので、自社の発電部門が建設を予定している容量よりも多くの電源を調達したい

積み上げで算定する価格よりも高い水準で上限価格を設定

場面③：価格が安ければ多く調達したい。

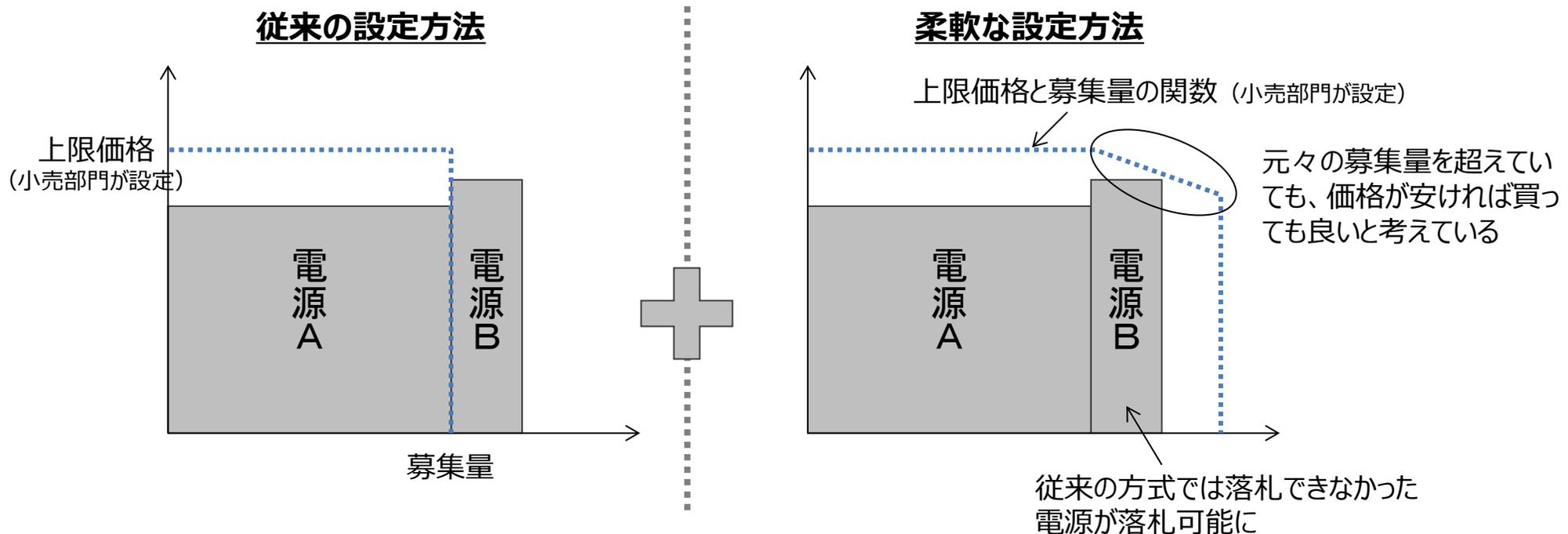
上限価格を調達量に応じて柔軟に設定（次頁参照）

(参考) 上限価格の設定

現行の火力電源入札ガイドライン (抜粋)

現行ガイドラインにおいては、「入札実施会社が自社応札する場合を含め、上限となる価格は自社で電源を設置する場合に要すると考えられるコスト以下に設定されることが望ましく」とされている。より具体的には、自社応札しない場合については「入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定する」とされており、自社応札する場合は「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。」とされている。

上限価格を調達量に応じて柔軟に設定する方法の例



より競争的な入札制度への見直し②（上限価格の審議時期の見直し）

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

- 従来、募集終了後に上限価格の審議を行っているため、上限価格が不適當な場合は入札をやり直すしかなく、審議結果を反映させにくかった。
- 募集要綱の審議の際に「上限価格の考え方」（設定根拠で実績として用いた既存電源や、人件費の算定方法など）や「応札者を増やすための取組」についても審議する方法へと見直すことにより、上限価格の適切性を高めることとしてはどうか。

従来のスケジュール

① 入札要綱案の策定

② 入札要綱案への提案
募集（RFC）

③ 専門会合での
入札要綱案の審議

④ 募集期間→応札

⑤ 専門会合での落札結果・上限価格の審議

⑥ 落札者の決定

見直し案

① 入札要綱案の策定

② 入札要綱案への提案
募集（RFC）

③ 専門会合での
入札要綱案・上限価格の
考え方等の審議

④ 募集期間→応札

⑤ 専門会合での落札結果
の審議・上限価格の確認

⑥ 落札者の決定

前倒し

上限価格の審議についての留意点

- ✓ 上限価格の審議時期を前倒すと、専門会合での審議（左図③）から募集終了までの間に期間が空くこととなる。
- ✓ そのため、上限価格そのものを専門会合で事前に審議する場合には、以下の課題がある。
 - (1) 自社応札価格を上限価格とする場合、自社発電部門は左図③の段階で応札価格を確定する必要が生じ、他社と比べ不利となる
 - (2) 募集終了までの間の上限価格の保秘が特に重要となる
- ✓ この点を鑑みると、審議時期の前倒す際には、上限価格そのものではなく、「考え方」のみを事前に審議することが適当。

(注) 16頁の「小売部門が独自に上限価格を設定する方式」を選択する場合には、上記(1)の課題は生じない。

より競争的な入札制度への見直し③（エリア外からの応札の促進）

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

- 現行ガイドラインでは、エリア外の応札電源に係る振替供給に必要な費用については、一般電気事業者がネットワーク部門として負担する必要があることから、当該料金を加算した上で落札者を順位付けすることとしており、エリア外の電源に不利な仕組み。
- また、同様の考え方から、エリア内の応札電源については、系統アクセス費用のうち一般負担分についても、落札者決定時に加算することとしている（エリア内で一般負担が生じる電源に不利な仕組み）。
- 振替供給に係る費用や、系統アクセス費用の一般負担分は、入札を実施する小売事業者が負担する費用ではないことから、落札者決定時に加味しないこととしてはどうか。

評価価格の算定式（現行）

エリア内の電源の場合： 評価価格 = 判定価格 + 電源線等以外工事費（一般負担分）

エリア外の電源の場合： 評価価格 = 判定価格 / (1 - 振替損失率) + 振替供給に必要な料金

現行の火力電源入札ガイドライン（抜粋）

6. 評価及び落札者の決定の方法

(b) 評価項目

(i) 価格要素は、原則として以下のとおり。

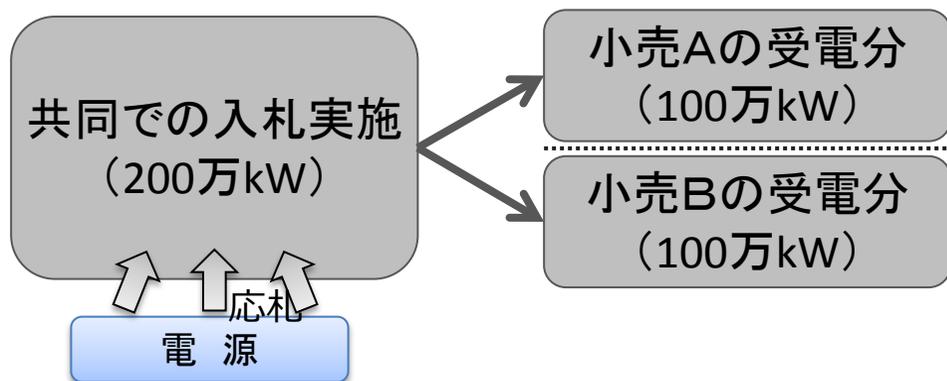
- ① 電源の入札価格（減価償却費を考慮した契約期間の平均価格とする）
- ② **系統アクセスコスト**
- ③ 需要地近接性 - 託送供給約款における取扱いに準じる。
- ④ **振替供給に必要な料金（入札実施会社の供給区域外に電源を設置する場合）**
- ⑤ 環境特性

より競争的な入札制度への見直し④（他の小売事業者と共同での入札等）

第3回火力電源入札専門会合
事務局提出資料(抜粋)

- 入札が集約化され、募集規模が増えれば、応札者が増加することが期待できるため、ガイドラインの改正に当たっては、みなし小売電気事業者が、他の小売電気事業者と共同で電源を募集することができる仕組みへと見直してはどうか。
- また、自社応札の際に、募集量以上に建設し、募集量を超えた分を他社に販売することをしやすくするよう、こうした場合の応札価格の設定方法などを明確化してはどうか。

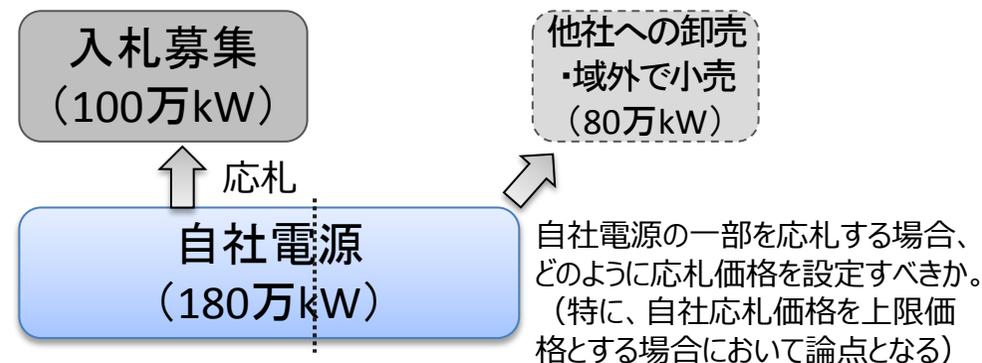
他の小売事業者と共同での入札



【期待される効果】

- ✓ 入札規模の拡大による応札増
- ✓ 入札案件の集約による応札増（複数の入札案件に応札が分散することを防げる）

募集量以上の規模の自社電源の建設



【期待される効果】

- ✓ 電源の規模の拡大による低廉化
- ✓ 入札要綱とは異なる条件で外販できることによる発電側の自由度の増大